

別紙

(別紙資料1) 消費、物価及び賃金に係る経済指標の確認結果

《平成20年を100とする指標》

	生活扶助相当支出額 (2人以上勤労者世帯(年収階級第1・十分位))	消費者物価指数 (総合)	現金給与総額
平成20年	100.0	100.0	100.0
平成21年	94.4	98.6	96.1
平成22年	97.8	97.9	96.7
平成23年	93.9	97.6	96.5
平成24年	101.3	97.6	95.7
平成25年	97.6	97.9	95.4
(参考) 平成20年から平成23年 までの変動率	▲6.11%	▲2.35%	▲3.48%

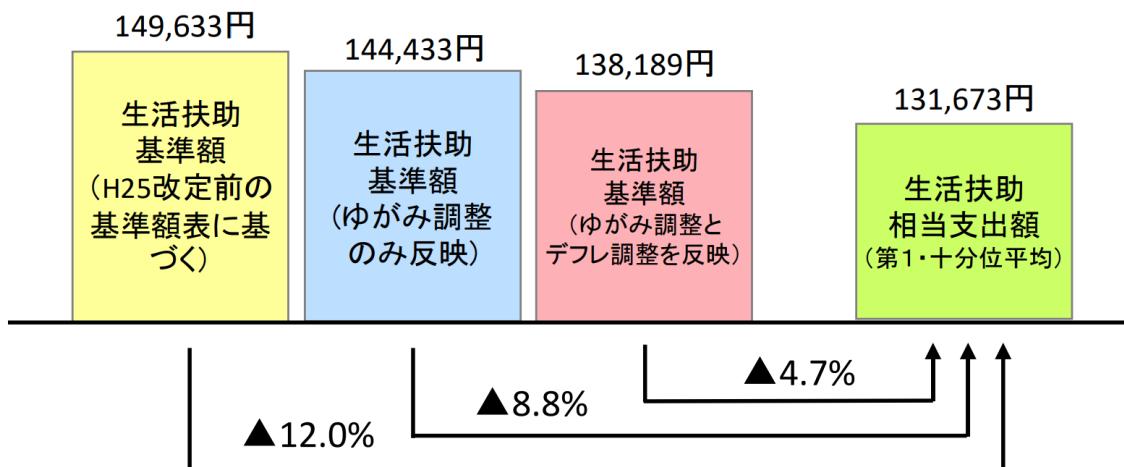
(※1) 生活扶助相当支出額(2人以上勤労者世帯(年収階級第1・十分位))は、家計調査特別集計結果に基づく。ただし、生活扶助相当支出額及び年収階級に用いる年収額は、世帯ごとの額による。なお、生活扶助相当支出額は、消費支出から学校給食、家賃地代、設備器具、工事その他のサービス、男子用学校制服、女子用学校制服、眼鏡、コンタクトレンズ、医科診療代、歯科診療代、出産入院料、他の入院料、整骨(接骨)・鍼灸院治療代、鉄道通学定期代、鉄道通勤定期代、バス通学定期代、バス通勤定期代、有料道路料、自動車等購入、自動車等維持、授業料等、教科書・学習参考教材、自動車教習料、NHK放送受信料、葬儀関係費、保育所費用及び介護サービスを除外して算出したものである。

(※2) 消費者物価指数(総合)は、総務省「消費者物価指数(2010年基準)」に基づく。

(※3) 現金給与総額は、事業所規模5人以上、調査産業計、就業形態計の数値であり、厚生労働省「毎月勤労統計調査」(公表数値修正後の数値)に基づく。

(別紙資料2) 一般低所得世帯の消費水準と生活扶助基準の比較結果

《夫婦子1人世帯(勤労者世帯)の生活扶助基準額と消費支出額との比較》



(※1) 平成21年全国消費実態調査特別集計結果に基づく。

(※2) 平成21年全国消費実態調査特別集計における「夫婦子1人世帯(勤労者世帯)」は、65歳未満の親(夫婦)と18歳以下(18歳は高校生に限る)の子1人からなる勤労者世帯である。ただし、生活保護を受給していると推察される世帯(以下の要件をすべて満たす世帯)を除く。

- ・支出項目「NHK放送受信料」、「医科診療代」、「歯科診療代」、「個人住民税」、「土地家屋借金返済」がいずれも「0」
- ・「住宅ローン残高」なし
- ・収入項目「他の社会保障給付」の計上がされている(ただし、児童手当受給対象世帯は、当該世帯が受給されると見込まれる児童手当以上の額が計上されている場合に限る)

(※3) 夫婦子1人世帯(勤労者世帯)のサンプルサイズは3,785世帯であり、年収階級第1・十分位では416世帯である。

(※4) 生活扶助基準額にはそれぞれ平成21年当時の制度に基づく児童養育加算(平均7,582円)を含む。平成30年10月より前の児童養育加算は児童手当と同額で設定していたため、平成25年改定においてデフレ調整による減額を反映していない。生活扶助相当支出額(第1・十分位平均)には、児童手当収入による支出額も含まれるため、生活扶助基準額には児童養育加算を含めて比較することが適当である。なお、平成30年10月に児童養育加算について、学校外活動費の中位所得層の支出額と第1・十分位の支出額の差を補填するものとして見直しを行ったため、平成29年検証及び令和4年検証では水準の比較検証において、生活扶助基準額には児童養育加算を含んでいない。

(※5) 「生活扶助基準額(ゆがみ調整のみ反映)」は、平成25年基準改定前の平成25年7月まで実際に適用されていた基準額表にゆがみ調整(1/2処理)のみを反映させた基準額表に基づいて集計したものであり、「生活扶助基準額(ゆがみ調整とデフレ調整を反映)」は平成25年基準改定後(激変緩和終了後)の実際の基準額表(平成26年の消費増税に伴う改定分は含まず、平成25年改定前の従前額の90%を保障する措置を含む。)に基づいて集計したものである。

(※6) 「生活扶助相当支出額(第1・十分位平均)」は、消費支出から学校給食、家賃地代、設備器具、工事その他のサービス、男子用学校制服、女子用学校制服、眼鏡、コンタクトレンズ、医科診療代、歯科診療代、出産入院料、他の入院料、整骨(接骨)・鍼灸院治療代、鉄道通学定期代、鉄道通勤定期代、バス通学定期代、バス通勤定期代、有料道路料、自動車等購入、自動車等維持、授業料等、教科書・学習参考教材、自動車教習料、NHK放送受信料、葬儀関係費、保育所費用、介護サービスを除外して算出した額を夫婦子1人世帯(勤労者世帯)の年収階級第1・十分位の世帯について平均したものである。

（別紙資料3）夫婦子1人世帯（勤労者世帯）の年収階級第1・十分位に係る各種指標の集計結果

平成21年全国消費実態調査の夫婦子1人世帯（勤労者世帯）の年収階級第1・十分位について、前回調査である平成16年全国消費実態調査の夫婦子1人世帯（勤労者世帯）の年収階級第1・十分位の状況と大きく変化していないかを確認する観点から、令和4年検証で用いた指標により比較を行った。特に、「中位所得層に対する消費水準の比率」、「固定的経費割合」及び「年間可処分所得の中央値に対する比率」については、以下の考え方によるものである。

○中位所得層に対する消費水準の比率

中位所得層の消費実態を基準として、低所得層の消費実態が相対的に減少（格差が拡大）していないかを確認する。

○固定的経費割合

食費や光熱水費などに代表される固定的経費の支出割合については、エンゲル係数（食費の支出割合）と同様の側面を持つものとして、低いほど厚生水準が良い状態を示すとも考えられることから、その変化の状況を確認する。

○年間可処分所得の中央値に対する比率

年間可処分所得の中央値を基準として、年収階級第1・十分位の年間可処分所得が相対的に減少して（貧困の度合いが高くなつて）いないかを確認する。

《夫婦子1人世帯（勤労者世帯）の年収階級第1・十分位に係る集計結果①》

	平成21年 全国消費実態調査	平成16年 全国消費実態調査	増減
消費支出額の平均（円）	194,321	214,681	-9.5%
中位所得層対比	69.0%	73.5%	-4.5%pt
固定的経費割合	59.6%	58.2%	1.4%pt
酒類・学校給食含む	60.9%	59.3%	1.6%pt
年間可処分所得の平均（万円）	242	242	-0.3%
中央値対比	48.5%	48.4%	0.1%pt
（参考）中央値（万円）	498	500	-0.5%

（※1） 平成21年全国消費実態調査及び平成16年全国消費実態調査の特別集計結果に基づく。なお、夫婦子1人世帯（勤労者世帯）の定義は別紙資料2と同様である。以下この資料（別紙資料3）において同じ。

（※2） 中位所得層対比は、年収階級第3・五分位における平均に対する比率である。

（※3） 固定的経費に含まれる品目の範囲は、社会保障審議会生活保護基準部会報告書（令和4年12月9日）別紙資料12に基づき、具体的には、穀類、肉類、乳卵類、野菜・海藻、油脂・調味料、菓子類、飲料、家賃地代、光熱・水道、家事用消耗品、保健医療用品・器具、自動車等維持、通信、たばこ及びこづかい（使途不明）である。

（※4） 各世帯の年間可処分所得は、「年収×（可処分所得（調査月平均）／実収入（調査月平均））」により算出した。また、年間可処分所得の中央値は、全年収階級における中央値である。

《夫婦子1人世帯（勤労者世帯）の年収階級第1・十分位に係る集計結果②》

		平成21年 全国消費実態調査	平成16年 全国消費実態調査	増減
夫婦の平均年齢		32.7	31.4	+1.2
配偶者の就業率		19.0%	21.1%	-2.1%pt
子の就学状況	未就学	79.2%	85.6%	-6.4%pt
	小学生	13.4%	8.0%	5.4%pt
	中学生	3.2%	2.9%	0.4%pt
	高校生	4.3%	3.3%	1.0%pt
	その他	0.0%	0.0%	0.0%pt
貯蓄現在高（万円）		253	292	-13.4%
負債現在高（万円）		271	231	17.1%
住宅・土地購入のための借入金		237	190	24.8%
持ち家率		29.9%	29.5%	0.4%pt

(※1) 子の就学状況「その他」は、15歳以上で中学校又は高等学校のいずれにも在学しないもの。

《夫婦子1人世帯（勤労者世帯）の年収階級第1・十分位に係る集計結果③》

	年間可処分 所得階級 (万円)	貯蓄現在高階級（万円）						
		計	~150	150 ~200	200 ~250	250 ~300	300 ~350	350~
平成21年 全国消費 実態調査	計	100.0%	54.8%	10.0%	4.1%	3.9%	5.3%	21.9%
	~150	3.9%	2.6%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.9%
	150~200	10.2%	7.7%	0.2%	0.4%	0.2%	0.2%	1.5%
	200~250	31.1%	19.4%	2.4%	1.6%	0.9%	1.1%	5.8%
	250~300	49.6%	21.5%	6.8%	1.7%	2.8%	4.0%	12.8%
	300~350	5.1%	3.5%	0.4%	0.4%	0.0%	0.0%	0.9%
	350~	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
平成16年 全国消費 実態調査	計	100.0%	47.8%	10.8%	7.9%	4.7%	3.9%	25.0%
	~150	5.6%	2.6%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	2.4%
	150~200	11.2%	7.3%	0.8%	1.0%	0.2%	0.0%	2.1%
	200~250	30.4%	16.3%	2.8%	1.7%	1.1%	1.6%	6.9%
	250~300	45.3%	18.1%	5.6%	4.4%	2.6%	2.0%	12.7%
	300~350	7.4%	3.6%	1.2%	0.5%	0.9%	0.2%	1.0%
	350~	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(※1) 年間可処分所得及び貯蓄現在高の各階級は、下限値以上・上限値未満により区分している。

《夫婦子1人世帯（勤労者世帯）の年収階級第1・十分位に係る集計結果④》

		平成21年 全国消費実態調査	平成16年 全国消費実態調査	増減
生活扶助相当支出額（円／月）		131,673	144,305	-8.8%
〔標準誤差〕		2,494	2,730	-8.7%
中位所得層対比		64.6%	68.8%	-4.2%pt

(※1) 生活扶助相当支出額の定義は別紙資料2と同様である。

(※2) 中位所得層対比は、年収階級第3・五分位における平均に対する比率である。

(※3) 年収階級第3・五分位における生活扶助相当支出額については、平成21年全国消費実態調査では203,833円、平成16年全国消費実態調査では209,885円であった。また、全年収階級における生活扶助相当支出額については、平成21年全国消費実態調査では214,717円、平成16年全国消費実態調査では223,648円であった。

(別紙資料4) 家計調査を用いて評価時点を考慮する方法に基づく計算結果

《2人以上勤労者世帯における生活扶助相当支出額（1人当たり）の推移》

		終点			
		H22年平均	H23年平均	H24年平均	H25年平均
始点	第1・十分位 (H21: 39,624円)	4.69% (41,481円)	0.22% (39,711円)	7.10% (42,438円)	3.94% (41,184円)
	第1・五分位 (H21: 44,788円)	-0.69% (44,480円)	-1.49% (44,122円)	2.08% (45,719円)	0.58% (45,047円)
	第3・五分位 (H21: 70,195円)	-0.59% (69,780円)	-3.46% (67,764円)	-3.65% (67,634円)	-0.43% (69,892円)
	全年収階級 (H21: 77,649円)	0.45% (78,000円)	-2.87% (75,418円)	-2.38% (75,804円)	-1.10% (76,793円)

(※1) 家計調査特別集計結果。

(※2) 生活扶助相当支出額の定義は別紙資料1と同様。

(※3) 生活扶助相当支出額及び年収階級に用いる年収額は、世帯員1人当たりの額による。

《家計調査を用いて評価時点を考慮する方法に基づく計算結果》

	終点	変動率	補正後の生活扶助相当支出額（第1・十分位） (※括弧内は中位所得層対比)	生活扶助基準額（H25改定前）との乖離率	ゆがみ調整のみ反映した基準額（第1・2類費）からの改定率
(i)	H24 平均	7.10%	141,025円 (71.8%)	▲5.75%	▲2.49%
(ii)	H25 平均	3.94%	136,858円 (67.4%)	▲8.54%	▲5.54%
(iii)	H24～25 平均	5.52%	138,942円 (69.6%)	▲7.15%	▲4.01%

(※1) 「変動率」は、2人以上勤労者世帯における世帯員1人当たり年収階級第1・十分位の世帯員1人当たり生活扶助相当支出額（家計調査特別集計結果）の平成21年から終点までの変動率である。

(※2) 「補正後の生活扶助相当支出額（第1・十分位）」は、夫婦子1人世帯（勤労者世帯）の年収階級第1・十分位の生活扶助相当支出額131,673円（平成21年全国消費実態調査特別集計結果）に「変動率」を乗じて算出したものである。また、「中位所得層対比」は同様の方法を年収階級第3・五分位に対して適用して得られた生活扶助相当支出額に対する比である。

(※3) 「生活扶助基準額（H25改定前）との乖離率」は、「補正後の生活扶助相当支出額（第1・十分位）」の「生活扶助基準額（H25改定前の基準額表に基づく）」（149,633円）に対する乖離率である。なお、「生活扶助基準額（ゆがみ調整のみ反映）」は144,433円であり、平成16年全国消費実態調査に基づき算出した夫婦子1人世帯（勤労者世帯）の生活扶助相当支出額（第1・十分位平均）は144,305円であった。

(※4) 「ゆがみ調整のみ反映した基準額（第1・2類費）からの改定率」は、補正後の生活扶助相当支出額が第1類費、第2類費及び児童養育加算の合計で賄われるよう算出するという考え方のもと、児童養育加算は改定の対象とならないことを踏まえ、「補正後の生活扶助相当支出額（第1・十分位）」と「生活扶助基準額（ゆがみ調整のみ反映）」（144,433円）のそれぞれから、児童養育加算に相当する額（7,582円）を除いて算出したもの。